# 東京地裁書記官に訊く

## -建築関係訴訟·借地非訟 編-

昨年の本誌の特集「東京地裁書記官に訊く」 (「保全・執行・刑事編」,「民事訴訟手続・破産編」), 「東京家裁書記官に訊く」(家事部編)は、幸いに もいずれも好評を博した。

今回は、その続編として、東京地裁民事 22 部の 書記官に取材をさせていただき、「建築関係訴訟・ 借地非訟編」をお送りする。

今回は、いわゆる専門部が対象となっており、 昨年から続く「書記官に訊く」シリーズの応用編と もいえる。建築関係訴訟等は、専門性が高い類型 であるだけに、独特の運用も少なくない。今回も、 手続の円滑な進行のために、弁護士はどういう点 を注意すればよいかを丁寧に整理していただいて おり、お役に立てば幸いである。

また、民事 22 部に特徴的な制度として専門性

の高い調停委員による調停が行われていることから、今回は、「書記官に訊く」のいわば番外編として、調停委員にも原稿をお寄せいただいた。調停委員の目から代理人に期待することをご指摘いただいたので、あわせてご活用いただきたい。

(伊藤 敬史, 里岡 玲子)

#### **CONTENTS**

- I 建築関係訴訟編
- Ⅱ 借地非訟編
- Ⅲ 調停委員の立場から
  - 1 代理人に期待したい 第2の調停委員としての役割
  - 2 専門家調停委員として 法律家である代理人に期待すること

# **I** 建築関係訴訟編

#### 1 訴訟提起段階での留意点

#### (1) 民事第22部で取り扱う建築関係訴訟の範囲

ア 民事第22部が担当する建築関係訴訟は,建物の設計監理,施工に関する事件(請負代金請求,損害賠償請求)と工事に伴う振動又は地盤沈下に基づく損害賠償請求事件です。瑕疵,追加変更工事,出来高,工事の完成・未完成とい

った専門的事項が問題とならない事件は対象外 となっています。

- イ 建物売買契約における瑕疵を理由とする損害 賠償請求事件は、新築物件に限って対象となり、 中古物件は対象とはしていません。
- ウ 当初,民事通常訴訟事件と判断されて通常部 に配てんされたものであっても,その後,民事 第22部に配てん替えが行われる場合があります。

#### (2) 管轄

管轄は民事通常訴訟事件と変わりありません。

#### (3) 訴状, 附属書類

訴状,附属書類についても,基本的に民事通常訴訟事件と変わるところはありませんが,後記2(2)で述べる書証に関する留意点,(3)で述べる事件類型別の争点整理での留意点を踏まえた訴状の作成,書証の準備をお願いします。

#### 2 争点整理段階での留意点

#### (1) 瑕疵一覧表等

- ア 一覧表には、①当事者双方の主張及び証拠を対照して記載することになるため、争点の具体的内容が明確になる、②複雑かつ多数の争点に対し、要件事実を漏れなく簡潔に主張することができる、③現地調査の際、準備書面の代わりに一覧表を携行すれば足り、スムーズに調査することが可能となる、等のメリットがあります。民事第22部では、裁判体の判断により、多くの事案で作成をお願いしています。
- イ 民事第22部では、Excelファイル形式による 瑕疵一覧表 (別紙1〔10頁掲載〕), 追加変更工 事一覧表 (別紙2〔11頁掲載〕), 出来高一覧表, 時系列一覧表等の各種一覧表の書式を用意して います。
- ウ 一覧表は、一方当事者が記入して相手方及 び裁判所にデータをメール送信し、相手方がこ れに加筆・修正をした上で他方当事者及び裁判 所にデータをメール送信する、という方法を繰 り返すことにより争点を整理していくものです。

- エ 民事第22部では、一覧表は、完成後に調書に添付する扱いをしています。作成過程においては、準備書面に引用・添付する必要はありません。また、一覧表は主張を整理するものですので、書証として提出することのないようお願いします。
- オ 一覧表は、その名が示すとおり、一覧性を持たせることが重要です。各記載欄には、できるだけ数行以内で主張内容が理解できるようにまとめてください。
- カ 争点整理の中途段階での一覧表は、データで のやり取りのほか、必要に応じて紙ベースでの 提出もお願いしています。その際は、裁判所用 のほか、専門委員・調停委員用、担当裁判官 用などとして余部をご提出いただくことがあり ます。
- キ 一覧表を数次にわたり加筆・修正する場合, 直近のものとどこが変わったのかが分かるよう, 変更点をアンダーラインで示すなどの工夫をして いただくこともあります。

#### (2) 書証

ア 訴え提起段階では、契約書の添付書類一式を提出せずに、一枚目のみ、基本契約書部分のみを提出される例が少なからず見受けられます。しかし、平面図 (事案によっては立面図、配置図)は、建物の概要を説明するための基本的な書証であり、訴え提起段階から提出されることが望ましいです。また、少なくとも、契約書にどのような添付書類 (民間 (旧4会)連合協定工事請負契約約款、図面 (枚数)、内訳明細等)があるのかが当初から明らかになっていると、争点整理に便宜です。

- イ 大部にわたる文書で頁数がないものは、あらかじめ頁数を付してからご提出いただかないと、 争点整理や証拠調べの際に混乱しますので、十 分ご注意ください。
- ウ 建築関係訴訟にかかわる文書は、1枚の中に 含まれている情報量が多く、重要な情報が他の 情報の中に埋もれてしまい分かりづらいことが多 いため、書証とする際には、裁判所に提出する 写し等にマーカー等で印を付けて重要な箇所を 明らかにすることが非常に有用です。

その際、原本にマーカーを塗ってしまわないようにご注意ください。

- エ ファクシミリ送信される書証には、細かい文字、 手書き文字など、不鮮明な部分のあることが多いため、なるべくクリーンコピーをご用意いただき、遅くとも期日当日に提出していただくようにお願いします。
- オ 写真は、撮影日、対象箇所、撮影方向を必ず明らかにしてください。その場合、写真撮影報告書や証拠説明書の末尾に図面を添付すると 分かりやすいと思われます。
- カ 特に、約定違反による瑕疵を主張している事 案や、追加変更工事についての請負代金を請求 する事案では、合意内容の立証が重要ですが、 図面、見積書、打合せメモ、現場写真だけでは、 内容が断片的であるため、これらを関連づけて 合意に至る経緯や工事内容を記載した陳述書を ご提出いただくと、事案の把握に有効と考えら れます。

そこで、陳述書は、尋問段階になってから作成するのではなく、争点整理段階で作成して、 早期に提出することが考えられます。

#### (3) 事件類型別の争点整理

ア 請負代金請求の類型

a 本工事

契約書があっても、具体的な工事内容が記載されていないことがあるため、そのような場合、図面、見積書、当事者からの事情聴取等に基づいて、契約内容についての主張を補充する必要があります。

逆に、詳細な契約書が存在する場合には、 特約の見落とし等にご注意いただきたいと思 います。

b 追加変更工事

合意に基づく請求か、商法512条(商人の報酬請求権)による請求かを明らかにしてください。いずれかによって、争点が異なることになります。

多数の追加変更工事を主張する場合は,主 張書面においては総論的主張をするにとどめ, 追加変更工事一覧表を併用すると,合理化, 効率化が図られる場合があります。

c 出来高請求

注文主解除や債務不履行解除のように,契 約が途中で終了した場合には,工事内容が可 分であり、当事者が既施工部分の給付に関し 利益を有するときには,出来高請求をするこ とが可能です。

この場合は、契約の終了事由を明確に主張する必要があります。しばしば問題となるのは、追加変更工事や瑕疵を巡って紛争が生じ、施工が中断して工事再開の見込みが立たないような事案です。相手方の履行遅滞による解除、黙示の合意解除、帰責事由は別とした後発的履行不能による契約の終了、のいずれを主張

するのか、予備的主張も含めて検討する必要 があります。

#### イ 設計監理料請求の類型

- a 主要な争点としては、次のものが想定されるところです。
  - ① 契約の成否
  - ② 報酬額の定めがない場合の相当な設計監理料
  - ③ 設計が中途で終了した場合の設計出来高
  - ④ 設計の不備に基づく損害賠償請求
- b なお、設計出来高の算出方法に関し、いわゆる告示1206号は平成21年1月7日に廃止され、同日新たに「国土交通省告示第15号」として報酬の基準が定められました。同告示には、基本設計及び実施設計の内容も記載されており、設計者が負うべき債務の内容を理解する上で参考となる事項が記載されています。本類型の訴訟においては、一読をお勧めします。

#### ウ 瑕疵を理由とする損害賠償請求

- a 請負契約に基づく請求の場合,建物完成前 においては債務不履行責任,完成後において は瑕疵担保責任の問題となります。
- b 売買契約に基づく瑕疵担保責任を追及する事案では、売買契約の内容の具体的主張や、基本的書証(売買契約書、不動産登記簿謄本)の提出を失念しやすいので、ご注意ください。

#### エ 工事被害型

第三者被害型ともいい,工事による第三者建物への被害(傾斜,ひび割れ)を理由とする損害 賠償請求です。

多くの場合, 事実関係について時系列的な整

理を行うほか、工事の内容(掘削の深さ、山留 工事の工法)、施工者による周辺建物に対する 事前及び事後の調査の有無及びその内容、第三 者建物への被害状況等が問題になります。

#### 3 証拠調べ段階での留意点

民事第22部の建築関係訴訟では、検証は原則として採用されていません。もっとも、多くの場合には、専門委員又は専門家調停委員を含む調停委員会による現地調査を実施しています。現地調査は、専門委員を関与させる場合には進行協議期日として、調停委員会による場合には現地における調停期日として、これを実施します。現地調査の結果を証拠化する必要がある場合には、当事者において写真撮影を行い、写真撮影報告書を書証として提出するなどしていただくことになります。そのほか、現地調査については、後記4(3)を参照してください。

#### 4 民事第22部における

専門家の活用について

#### (1) 制度の概要

民事第22部で活用される専門家には,専門委員, 調停委員があります。

専門委員制度は、紛争解決に専門的な知識経験を必要とする場合に、その分野の専門的知識・経験を有する専門家に、訴訟手続(争点又は証拠の整理等、証拠調べ、和解等の各手続)に関与してもらう制度です。これに関与し、紛争解決に専門的知識経

#### 表1 専門委員と調停委員の相違点

	専 門 委 員	調 停 委 員
根拠規定	民事訴訟法 92条の 2	民事調停法 8 条
関与場面	争点又は証拠の整理等 証拠調べ 和解	調停
権限	専門的事項につき説明する。 当事者, 証人等に質問する。	当事者の主張立証等を聴取し、紛争解決の方法 を提示する。 嘱託に基づき事件の関係人から紛争の解決に関 する意見を聴取する。
説明等の 性質	アドバイザー的な立場からのものであり, 説明 した内容は証拠とはならない。	意見は、そのままでは証拠とはならない。

\*東京地方裁判所提供

験が必要な場合にこれを補う者を専門委員といいます (民訴法92条の2)。

調停制度は、調停委員会が当事者の言い分を聞き、必要があれば事実を調査した上、法律的な判断を基本に置きながら、紛争の実情に応じて当事者を説得したり、その主張を互いに歩み寄らせて合意に導き、条理にかない、実情に即した解決を図ったりする制度であり、裁判官(又は民事調停官)1人と共に調停委員会を構成する者を調停委員といいます。

両者の相違点は、【表1】のとおりです。

#### (2) 各委員が事件に円滑に関与するための留意点

ア 各委員に、当該事件の内容、争点、当事者 の主張等を把握してもらう必要があります。そ のため、当部では、専門委員、調停委員が事件 に関与することが決まったときは、双方当事者 にこれまで裁判所に提出された主張、立証の書 面の写しを各委員用として準備していただいて います。その後、当事者が裁判所へ提出する書 面については、各委員用もあわせて提出するようご協力いただいています。

イ 事案解決のためには、極めて専門的な事項 の質問等を各委員から行うことも多くあります。 審理の充実のためには、当事者本人や、現場 の担当者等を期日に同行する必要もあることを ご留意ください。ただし、この場合でも、代理 人は、主張を当事者任せにせず、法律的な観 点を十分に踏まえて主張、立証をするようにお 願いします。

#### (3) 専門委員制度における留意点

ア 法律上,専門委員は,専門的な知見に基づく 説明を聴くために手続に関与させるものです。 専門委員制度の趣旨から,専門委員には,裁判 所の専門的知見を補う以上に,事案についての 判断をゆだねることはありませんので,当事者の 本来行うべき主張立証活動が重要であることは 言うまでもありません。

- イ 専門委員を指定する際には、あらかじめ裁判 所が専門委員候補者とした者について当事者の 意見を聴く必要があります(民訴法92条の5第 2項)。これは、専門委員の「公平・中立な立場 での関与」の担保に資するものです。書記官を 通して代理人に意見をお聴きしますので、代理 人においては、専門委員候補者と当事者との利 害関係の有無だけでなく、代理人の事務所との 利害関係についても調査してください。
- ウ 専門委員が関与する訴訟手続は, ①争点又は 証拠の整理等, ②証拠調べ, ③和解です。
  - a 争点又は証拠の整理等への関与
    - ① 裁判所は、訴訟関係を明瞭にし、又は訴訟手続の円滑な進行を図るため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、専門委員を手続に関与させることができます(民訴法92条の2第1項)。ここでの専門委員の説明や意見は、鑑定や人証と異なり、そのまま判決の資料とはなりません。
    - ② 当部においては、民訴規則34条の6第1 項に基づく専門委員のみによる係争物の現 況の確認調査はほとんど行っていません。 現地を確認する必要がある場合は、原則と して、瑕疵一覧表等の作成などの争点整 理がすべて終了した時点で、現地での進行 協議期日を指定し、裁判官、専門委員及 び当事者双方で現地の瑕疵等の箇所を確 認しています。この場合、裁判官等の旅費 等は当事者負担となります。必要があれば 書記官からその旨の連絡を行いますので、 速やかに保管金の手続をとってください。 現地での進行協議期日の際の留意事項は、

後述する調停手続における現地調査と同じです。

#### b 証拠調べへの関与

- ① 裁判所は、訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、専門委員を手続に関与させることができます。この場合、尋問期日において、裁判長は当事者の同意を得て、専門委員が被尋問者に対し直接問いを発することを許すことができます(民訴法92条の2第2項)。
- ② 証拠調べ期日においては、専門委員は、裁判官と同じく、法壇上に着席します。
- ③ ここでの専門委員の説明は、口頭弁論調書の「弁論の要領等」欄、又は証人等尋問調書の「陳述の要領」欄に「専門委員の説明」として記載されることがあります。ただし、専門委員の説明は、証人等尋問調書に記載されても証拠にはなりません。

#### c 和解への関与

- ① 専門委員を和解手続に関与させる場合には、当事者の同意が必要です。
- ② 和解は、争点整理手続や証拠調べ手続と異なり、当事者の合意によって紛争解決を目指す手続ですので、当事者双方が自主的な紛争解決のために専門委員を利用したいという意向をもっている場合には、地価・賃料額、出来高や相当な報酬額等の算定に関することなど、判断にかかわる事項を含めた説明を聴くことも可能です。しかし、この場合でも、ここでの専門委員の説明等をそのまま判決の資料にすることはできません。また、和解に際しての専門委員の説明

はあくまで当事者が自己責任に基づいて 譲歩や合意の判断をするための参考にする ものであることに留意してください。

#### (4) 調停手続における留意点

ア 付調停となる事件

当部においては、瑕疵該当性やこれに対する 補修金額の査定、複数の瑕疵修補方法が想定 される場合等、裁判官のみでは判断することが 困難な専門的知見を必要とする事件の相当数が 調停に付されています。

#### イ 付調停となる時期

原則として、争点整理が終わり、裁判官が検討・整理すべき項目(要件事実と類型的な証拠提出指示や法律判断)と専門家に検討を委ねるべき項目(専門的知見を必要とする争点)の区別がついた時点で付調停決定を行います。

#### ウ 訴訟との関係

- a 付調停後は、口頭弁論期日等の訴訟手続を「追って指定」とし、調停手続で解決をはかることもありますが、訴訟手続において主張及び証拠の整理を並行して行うのが適切と考えられる場合などは、調停期日と同一期日に弁論準備手続期日を指定するなど、訴訟手続と調停手続を並行して行うこともあります。
- b 調停が成立した場合, 訴訟手続については, 訴えの取下げが擬制され(民事調停法20条 第2項), 終了します。

#### エ 現地調査

a 調停期日を実施し、一定の主張・立証が終了した時点で、必要があれば、現地での調停期日を指定します。まれに、「とりあえず現地を見てほしい。見てもらえれば分かる」等と

- 現地調査を希望する代理人がありますが、主 張及び立証の整理がされないまま、現地に赴 くことはないので、留意してください。
- b 現地においては、瑕疵について施主側に、 追加工事について施工者側に、瑕疵一覧表に 記載の事項を一つずつ説明してもらい、裁判 所はそれらをチェックしていきます。現地調査 の時間はおおむね1時間から2時間程度とす ることが多いため、効率的なチェックができる よう、説明者側において、使用する瑕疵一覧 表記載の項目を、確認する順番に並べ替えた ものを裁判所に提出したり、チェック順序を 確認したりすることをお願いします。
- c 現地調査日が決まったら、現地の正確な住居表示を裁判所に知らせるとともに(事件記録上、不動産登記簿上の地番表示しか判明していない場合も多いため)、できるだけ早急に現地周辺の地図(最寄り駅から現地までの順路をマーカー等でしるしをしたもの。最寄り駅から現地までの距離が長い場合は、その間の交通方法(徒歩、バス、タクシー等)も記載したもの)を裁判所に提出してください。調停委員用、裁判官用として複数部提出していただくこともあります。
- d 現地での説明を施主や施工業者のみに任せ, 説明内容に関知しない代理人も見受けられま すが,代理人は,依頼者と説明内容をよく協議 しておいてください。
- e 現地では、当事者本人のほか、当事者以外の 工事関係者等が多数参加している場合も多く、 また、非常に狭いところでの説明となります。 現地調査は議論をする場面ではありませんの で、発言内容には十分ご留意ください。

#### オ 調停終了時における留意点

調停が不成立となると、調停委員会の意見 が添付された調停不成立調書が作成されます。 その後は訴訟手続で審理を行いますが、その際、 有利な意見を付された方が、当該調書の謄写 を行い、これを書証として提出することが一般 的です。

#### 5 訴訟終了段階における留意点

#### (1) 和解

利害関係人を参加させる場合には、利害関係人 参加申出書の提出と利害関係人本人又は代理人の 期日への出席が必要となるので、出頭の確保をお願 いします。

また、金銭の支払方法について振込みを利用する 場合は、期日前に、振込先のメモを提出していただ くと, 和解調書の作成に便利ですので, ご協力くだ さい。

#### (2) 判決

瑕疵一覧表等の最終版を判決に添付することが 多いので、必ず弁論終結前までに裁判所にメールで 電子データの提出をお願いします。

#### 参考文献

- ① 松本克美, 齋藤隆ほか編「建築訴訟」(専門訴訟 講座2) [民事法研究会] 09年4月
- ② 塩崎勤,安藤一郎編「建築関係訴訟」(新裁判実務体系2)〔青林書院〕99年12月
- ③ 中野哲弘,安藤一郎編「住宅紛争訴訟法」(新裁 判実務体系27)〔青林書院〕05年8月
- ④ 東京地裁建築訴訟対策委員会編著「建築訴訟の 審理」〔判例タイムズ社〕06年5月(※絶版)

[別紙1] 瑕疵一覧表

[ <i>5</i> <sup>1</sup> ] i	【列称1】瑕疵	场第一点发													
	記載例											冊	事件番号・係名を記載してください。	(してくださ)	0
		1						作成者・作成年月日を記載してください。 その後、一覧表のやり取りの過程で、加筆・修正等	日を記載なり取り	これながない。の過程で、加集・	排出		平成22年(ワ)第000号	第000年	- 0係
		順便	適宜, 原告・被信 してください。	原告・被告の表示を入れ替えて使用 どさい。	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田			をした場合は、その記載してください。	の <b>限</b> 歴(4	F月日, 泊等・ 参正	を(記)		平成22年〇月〇日原告作成 平成22年〇月〇日被告記入 平成22年〇月〇日原告修正	月〇日原月〇日後月〇日後月〇日後月〇日後月〇日後月〇日	日原告作成日被告記入日原告修正
						瑕 疵	- 票	表							
			/ 現状	, ,		#9.	あるべき状態とその根拠	その根拠				補修費用等	費用等		
番号	通目	施主側(原告)		施工者側(被告	(-)	施主側(原告)		施工者側(被告)	·	施主	施主側(原告)		施工者(	施工者側(被告)	
		主張	証拠	主張	証拠	手張	証拠	主張	証拠	主張	金額	証拠	主張	金額	証拠
-	基礎	…の位置において、布基 礎のかぶり厚が4cmしか ない。	申1のうち 0 真 及 び 司号 証 写 真 M. 1	否認する。原告のか ぶり厚の測定は、・・・・ の点で正確性に欠け る。被告が正しく測定 すると、かぶり厚は6 mある。。	Z 1のO 頁及び写 真No.1	基礎にあっては、かぶり 厚さは、捨てコンクリート の部分を除いて6m以上 としなければならない(建 築基準法施行令79条1 項)。		基礎のかぶり厚が6 om以上としなければ ならないことは認め る。	•	かぶり厚を確保 するためには、 ・・・する工事を施 す必要がある。	3,000,000	補修方法 につき、甲 3の1頁、 補修費用 につき、甲 23の10頁 No.1	補修の必要はない	O 12 tm² lm²	21のO 頁及び写 真心.1
8	1階居間と茶の間の間	1階居間と茶の間に7mm の段差がある。	甲1の35 〇頃及び 写真N.2	否認する。段差は最 大4㎜である。	2190 真及び写 真M.2	本件住宅は公庫バリアフリー割増融資対象住宅で リー割増融資対象住宅で あるから、公庫バリアフリー構造に係る基準4条 により、同部分の段差は 3mm以内とすることを要する。	#2の5頁 黄色のアン ダーライン 部分	認める。個し、現状は 施工誤差の範囲内で あり、違反はない。		条の間の床を 張り替える工事 が必要である。 ▲	750,000	甲3の10 真No.2	補修の必要はない。	0	
							H						認める。ただし、原 告が指摘する見 積のうち、…につ		
ო	2階階段	設計図書で定められた非 常灯が設置されていない		申1の 親紙に関する証拠の引用につ 〇項 いては、できるだけ図面や写真 写真 による特定をお願いします。		を設置すべきである。な ぜならば、仕上表〇頁〇 項にはその設置が明示さ れている。	中 2 0 0 2 jg	一覧表のやり取りの過程で、加筆・修正等をした 場合は、加筆・修正した箇所にアンダーラインを 施してください(カラー文字はできるだけ使わない ようにしてください。カラー文字を使った場合は、 ブリントしたものを別途提出してください。)。	過程で, こた箇所 - 文字は 55- 大字は 発提出(	加筆・修正等をした にアンダーラインを できるだけ使わない 字を使った場合は、 てください。)。	50,000	甲3の10 頁No.3	いては高すぎる。 せいぜい、2万円 をもって足りる。 よって、総額は原 キュ張額より1万 円安くなる。	40,000	0022
4	屋上塔屋	屋上から塔屋に入る出入 口のドア部分の立ち上が りが3cmになっている。	甲1のうち 〇頃及び 写真心.4	現状は認めるが、施 工時は5cm程度確保 されていた。その後、 施主が工事した結果 3cmとなった。	21のO 頁及び写 真M.3	屋内への漏水を避けるた。 BCL、立ち上がり部分を1 5cm程度設けるべきであ り、それが求められる技 術水準である。	甲2の6頁 黄色のアン メーライン 部分	石設する。立ち上が り部分が絶対15cm 必要ということはな い。	23.02.2 員〇行 以下	- 立ち上がり部分 を再施エレドア を支換する。	500,000	甲3の10 頁No.4	補修の必要はない。	0	
	<u></u> ↓□										4,300,000			40,000	

<sup>\*1</sup> 基礎 外壁,1階玄関,洋室1,和室1,…、2階,屋根というように、検分順序を想定し、主張する瑕疵の部位ごとの順番で記載するようお願いします。 \*2 証拠は,号証,具体的な頁,必要に応じて該当箇所のラインマーカーによる特定をお願いします。 \*3 あるべき状態とその根拠には,履行を求める状態とその根拠(契約,建築基準法等の法令,住宅金融公庫基準,技術水準等)を具体的に記載してください。

\*東京地方裁判所提供

編

# [別紙2] 追加変更工事一覧表

記載例

作成者・作成年月日を記載してください。 一覧表のやり取りの過程で、加筆・修正等をした 場合は、その履歴(年月日,加筆・修正者)も記載 してください。

平成22年〇月〇日被告記入 平成22年〇月〇日原告修正

平成22年〇月〇日原告作成

平成22年(ワ)第〇〇〇号〇係

事件番号・係名を記載してください。

追加変更工事一覧表

.—						,	
	主張金額 証拠	0	200,000	0 21の0 頁0行目	150,000	0 2100 頁 0 頁 0 行 目	350,000
施主側(被告)	・追加変更工事の認否	否認する。変更は承認し 不おちず、別途瑕疵一覧 あのとおり、修補に代わ る損害賠償を請求する。	ステンレス製の浴槽に変更されたことは認める が、金額は石製する。金額の合意はなく高すぎ る。	ウオッシュレット付洋式トイルが設置されたことは 認めるが、追加変更であることは不認する。本工 事の範囲内である。本工	සිහි <b>ව</b> ී	否認する。本工事自体、 日本瓦仕上げであった。	
	本工事の認否	認例る。	認める。	否認する。和式、洋式に限定されず、トイレエ事ー式として金額が定められた。		否認する。当初から日本瓦 仕上げであった。	
	差引(B-A)	-40,000	表示を入れ にい。 300,000	100,000	150,000	400,000	910,000
ί .	B変更後金額	90,000	通国: 原告・被告の表示を入れ 替えて使用してください。 20,000 500,000 300,0	300,000	150,000	からない。 プログログ 20,000	
施工者側(原告)	A本工事金額	100,900	(単元) (単元) (単元)	200,000	0	、石棒・修正等 アンダーリインであるだけ使わられて使われて使わらた場合でであった場合ではないであるではないである。	
	証拠	甲2のO 頁O行目	甲2のO 頁O行目	甲2のO 頁O行目	第2000	(4)の過程で、 ELた簡別に 5ー文字はで 3カラー文字 20後提出し、	
	追加変更理由	H16年〇月〇日定例会 議における施主からの指 示	平成16年〇月〇日現場 における施主からの指示	平成16年〇月〇日ファッ クスによる施主からの指 示	平成16年〇月〇日施士から電子メールで指示	ー覧表のやり取りの過程で、加筆・修正等をした 場合、加筆・修正した簡所にアンダーラインを施 してください(カラー文字はできるだけ使かない、 平成16 ラにしてください。カラー文字を使った場合は、プ によるがリントしたものを別途提出してください。)。	
	追加変更工事の内容	00製000の引達い 戸	ステンレス製浴槽の設置	ウオッシュレット付の洋式トイレの設置	収納棚の新設	日本瓦仕上げ	
	証拠	甲100 頁0行 目	甲100 頁0行	甲100 頁0行 目		甲1のO 真O行 目	
	本工事の内容	00数0000引達い 戸	ホーローの浴槽の設置	各式下インの設置		ルーフィング	
	項目	1階洋室東側 窓	1階浴室	- 7 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2	2階和室	屋根工事	<del>1</del> 1111
	番号	-	2	ю	4	Ŋ	

\*東京地方裁判所提供

## Ⅱ借地非訟編

#### 1 申立段階における留意点

#### (1) 民事第22部で取り扱う事件の種類

民事第22部では、借地借家法17条から20条に 規定されている借地非訟事件、罹災都市借地借家臨 時処理法による非訟事件及び接収不動産に関する借 地借家臨時処理法による非訟事件を扱っています。

#### (2) 受付場所

借地非訟事件の申立書は,東京高地簡裁合同庁舎3階の民事第22部で受け付けます。

# 

#### (3) 受付時間

申立書の審査に30分から40分程度かかりますので、午前中は11時までに、午後は4時までにお持ちください。

#### (4) 管轄

「借地権の目的である土地の所在地を管轄する裁判所(借地借家法41条)」となっておりますので、東京都内の借地については当庁が管轄することとなります。ただし、23区及び島部以外の借地につきましては立川支部で取り扱うこととされています。

#### (5) 申立書

借地非訟事件の申立書は、最高裁判所と日本弁護士連合会で協議して定めた事件種別ごとの定型書式がありますので、なるべくそれをご利用ください(定型書式は、以下のサイトに掲載してあります)。 【東京地方裁判所のホームページ→「裁判手続を利用する方へ」→「手続案内」→「民事第22部借地

#### (6) 申立書作成時の注意事項 1 (各事件類型共通事項)

#### ア 記載事項

非訟手続について|】

借地非訟事件手続規則17条2項に列挙されている事項を記載してください。契約書の不存在等の理由で不明な場合は「不明」と記載し、申立書には空欄のないようにしてください。

#### イ 当事者の特定

借地非訟事件では、当初の契約が古く、契約 当事者が変更になったり、契約を更新したにもか かわらず新たに契約書等を作成していない、また、 土地や建物の登記名義を変更していない場合も よく見受けられます。その場合、申立書記載の 人が当事者であること、申立書記載の人の他に 当事者にすべき人がいないことを、戸籍謄本や 遺産分割協議書等で疎明する必要があります。

#### [具体例]

- a 契約書上の当事者はA,登記はB名義,申 立書ではBを当事者にする場合
  - → Aから Bへの移転登記の登記原因が「相続」 「売買」となっていれば原則として疎明不要。 そうでなければ疎明必要。
- b 契約書上の当事者はA,登記もA名義,申 立書ではBを当事者にする場合(登記名義の 変更を行っていない場合)
  - →Bが当事者であること及びB以外に当事者 とすべき人がいないことの疎明が必要。
- c 契約書上の当事者はA,登記はB名義,申立書ではCを当事者にする場合
  - →A、B、Cの関係につき疎明が必要。
- ウ 借地権の目的の土地及び範囲の特定

借地権の目的となる土地は,通常,申立書に別紙土地目録を利用して表示します。同目録では,借地権の目的となる土地の特定のほか,土地の面積及び借地権の範囲を特定してください。 [留意点]

- a 土地の面積については、登記面積、契約面積、実測面積に相違がある場合はそれらを併記してください。
- b 借地権の範囲については、それが一筆の土地 全部である場合は特定不要ですが、一筆の土 地の一部である場合、複数の土地にまたがって いる場合などは図面により特定してください。
- c 土地目録には、「住居表示」を記載してください(鑑定委員会が現地に行くことがあるため)。

#### エ 附属書類

a 申立書添付書類

申立書副本(相手方人数分),委任状,資格 証明書,固定資産評価証明書(土地·建物)

b 証拠書類(正本·副本) 全部東質証明書(土地·建物)

全部事項証明書 (土地・建物), 公図写し等, 賃貸借契約書

#### (7) 申立書作成時の注意事項 2 (各事件類型固有事項)

- ア 借地条件変更申立て (借地借家法17条1項)
  - a 借地権設定者,借地権者が複数いる場合は, その全員を当事者にすることが必要です。
  - b 当初の借地条件が普通建物(非堅固建物) 所有目的であったものを堅固建物に変更しよう とする場合,申立てが認容されれば,その裁 判で認められた借地条件に該当する増改築を 行うことは当然にできるため,借地契約に増改 築禁止特約があったとしても,別途増改築許 可の申立てをすることは原則として不要です。
  - c 必要書類

建築予定建物図面(建物の規模,構造が 判る範囲で可),用途地域証明書

- イ 増改築許可申立て(借地借家法17条2項)
  - a 借地契約で、借地権設定者の承諾なく増 改築することを禁止するなど、増改築を制限 する旨の特約がある場合に申し立てることが できます。
  - b 借地権者と建物所有者が異なる場合は,両 者の共同申立てが必要です。
  - c 借地権設定者,借地権者が複数いる場合は, 原則としてその全員を当事者にすることが必要です。

- d 申立時期は、建物の増改築工事の着手前であることが必要です。
- e 改築の場合,建築予定建物が現在の借地 条件と合致することが必要です(借地条件と 異なる建物を建築する場合には,借地条件変 更の申立てをする必要があります)。
- f 必要書類 用途地域証明書
- ウ 土地賃借権譲渡・土地転貸許可申立て(借 地借家法19条)
  - a 借地権設定者,借地権者が複数いる場合は, 原則としてその全員を当事者にすることが必 要です。
  - b 借地権譲受予定者からの申立て(代位申 立て)はできません。
  - c 借地権譲受予定者は具体的に特定されてい なくてはなりません。
  - d 建物譲渡前の申立てであることが必要です。
  - e 必要書類 借地権譲受予定者について, (ア) 特定する 書面 (住民票,全部事項証明書), (イ) 資力 を証する書面
- エ 公競売に伴う土地賃借権譲受許可申立て(借 地借家法20条)
  - a 借地権設定者,借地権者が複数いる場合は, 原則としてその全員を当事者にすることが必 要です。
  - b 代金納付後, 2ヶ月以内に申し立てること が必要です。
  - c 必要書類

代金納付済み証明書,現況調査報告書,評価書(インターネットで取得したものは使用できません。民事執行センターで取得してく

ださい。)

オ 更新後の建物再築許可申立て (借地借家法 18条)

本手続は、現行の借地借家法施行(平成4年8月1日)後に締結し借地契約を更新した後に問題となる類型です。平成34年8月以降に申立てが可能となりますので、本稿では省略させていただきます。

#### (8) 申立手数料

ア 「借地権の目的である土地の価格」が手数料 算定の基礎となります。

具体的には、「借地権の範囲(面積)の固定 資産評価額」が目的の価格となります。ただし、 土地に関する事件に当たりますので、平成6年 3月28日付け民事局長通知「土地を目的とする 訴訟の訴訟物の価格の算定基準について」によ り2分の1を乗じてください。

また、増改築許可申立てのみ、さらに10分 の3を乗じてください。

イ 申立手数料及び収入印紙は、申立書審査時 に裁判所で計算しますので、収入印紙は申立書 に貼付せずに持参してください。

#### 2 審理段階における留意点

#### (1) 申立書の補正

申立書の補正・追完が必要な場合,担当書記官から申立人代理人に連絡させていただきますので,速やかな補正・追完をお願いします。補正・追完が遅れると,第1回審問期日の指定も遅れ,事件の速やかな進行の妨げとなります。

#### (2) 審問期日, 証拠調べ

借地非訟事件は、対審構造をとっており訴訟に準 じた形で進行します。主張は準備書面等をご準備い ただき、書証は審問期日に原本をご持参ください。

また,準備書面,書証は相手方に直送していただけますようよろしくお願いします(相手方に代理人が就かない場合には,裁判所より送付しますので,相手方用副本を裁判所にご提出ください)。

#### (3) 介入権行使

相手方代理人が建物及び賃借権譲受許可申立て (いわゆる「介入権申立て」)を行う場合、申立書は 裁判所に用意してありますのでそれを使用いただいて も構いません。申立手数料は基本事件の申立手数料 と同額です。また、介入権の申立ては特別授権事項 (借地非訟事件手続規則6条2項)となっております ので、ご注意ください。

#### (4) 鑑定委員会への求意見

ア 鑑定委員用資料の提出

鑑定委員会へ求意見する際には、鑑定委員3名分の資料として、申立人代理人、相手方代理人双方にそれぞれの主張書面、書証すべての写し3部の提出をお願いします。鑑定委員会は、現地調査前から記録の検討や調査を行いますので、速やかな提出にご協力ください。

#### イ 駐車場の確保

申立人代理人には,現地調査当日の駐車場 の確保をお願いしております。

現地調査当日は鑑定委員3名が裁判所の公用車(普通車1台)で現地に向かいます。現地の敷地内に駐車スペースがない場合,現地最寄りのコインパーキング等を確保してください。その

際、料金は申立人に負担していただいておりま すので、ご了承ください。

#### ウ 固定資産関係証明書の提出

相手方代理人(借地条件変更許可申立てにおいて借地権設定者が申立人となった場合には申立人代理人)には、固定資産関係証明書(いわゆる公租公課証明書)の提出をお願いしております。鑑定委員会が付随処分についての意見を出すために必要となります。この書面は借地権設定者(地主)のみ取得可能なものとなっておりますので、提出にご協力ください。

#### 3 手続終了段階における留意点

#### (1) 和解

当事者間で和解に向けた話合いが進行している場合,進行状況を担当書記官までお知らせいただくと 裁判所も速やかに準備することができますので,ご 協力ください。

また,和解条項については,電子データとしても ご提出くださるよう,ご協力ください。

#### (2) 決定

決定書をお渡しできる状況になりましたら,担当 書記官から電話にてお知らせします。決定書正本の 受領方法について,郵便特別送達を希望するか,書 記官室での交付送達を希望するかを,担当書記官ま でお伝えください。

#### 参考文献

○ 園部厚著「書式 借地非訟の実務〔全訂三版〕」 (裁判事務手続講座)〔民事法研究会〕07年5月

#### 調停委員の立場から-1

### 代理人に期待したい 第2の調停委員としての役割



東京地方裁判所民事調停委員・当会会員 今井 勝 (24期)

#### 1 東京地裁調停部の構成

近時,民事事件が多様化し複雑化,専門化する傾向 が顕著です。このような事件に対応するために裁判所 には様々な分野に精通している多様な人材が必要です。 このことは調停事件を担当する調停委員にも当てはま ります。

東京地裁民事22部では、専門家の協力が必要な事件を解決するために各分野の専門家調停委員を備えています。現在の専門家調停委員は、法律専門調停委員(弁護士、元裁判官など)、技術専門調停委員(建築士、不動産鑑定士、コンピュータ専門家、公認会計士、税理士、技術士、土木技師)及び有識者調停委員(企業の役員経験者など)などがおります。

事件ごとに構成される調停委員会は、調停主任(裁判官又は民事調停官)と弁護士調停委員及び事件の内容に適任である専門家調停委員で構成されます。

#### 2 調停の実際

#### (1) 期日前の準備

調停委員は第1回期日前に記録はすべて読み込み、 問題点を整理します。

調停主任と調停委員で打ち合わせをし、調停主任から事件に対する指示を受けて第1回期日に臨みます。

調停委員には、裁判所の訴訟記録と同じ記録が配布 されます。代理人には調停委員用のコピーを2部提出 するよう求められます。

#### (2) 準備書面提出期限の遵守

調停委員は、期日間で提出された準備書面・書証を

検討して調停期日に臨みます。代理人には、準備書面 及び書証の提出期限は遵守するようお願いします。調 停期日の前日の夜に分厚い準備書面がファクスから送 り出されてくると、その時から準備書面を読まなければ なりません。

#### (3) 調停委員の心得

- ① 調停委員は、当事者から事件の背景又は事情を 聞き出して合意形成に向けて当事者を説得する作業をいたします。これらの作業を効果的にするには 調停委員が当事者から信頼を得ていなければなりません。信頼を得るには期日前の準備をすることは必 須の条件です。
- ② 調停手続では、両当事者に対して公平に応対するよう心がけます。

例えば、コーカス(当事者の片方を退席させてもう片方から事情を聞く調停の技法) を実施する際には、両当事者にかける時間を等しくして片方の 当事者から不信の念を抱かれないように注意します。

#### (4) 合意形成に対する調停委員の研鑽

- ① 調停委員の重要な役割は、事件の真相(当事者の意識の深層)を把握することです。事件の真相は訴状及び準備書面だけでは把握できません。当事者は最大の情報源なので当事者から聞き出すことが効果的です。調停委員は当事者に話して貰うよう工夫しております。調停の技法の一つとして効果的なコミュニケーションの方法などについて研鑽を重ねております。
- ② 調停主任と調停委員は紛争の実情が明確になった場合は協議して調停案を作成します。調停案は本訴で判決する場合を予測して決定し両当事者に提案し合意に向けて説得します。

#### 3 代理人に期待すること

#### (1) はじめに

調停委員は調停手続では第1次的実施者ですが,調停は当事者間の合意形成を目指す手続なので,当事者の主体的な関与を前提としております。このような手続では代理人の役割は,依頼人の利益を守るという伝統的な役割と,和解による紛争解決のために,依頼者に対し譲歩や和解を勧めるという,第2の調停委員のような中立的役割が期待されます。もっとも,代理人は後者の役割に重きを置き過ぎると,依頼者との信頼関係を失ってしまい,かえって紛争解決が出来ない場合もあります。

以下、代理人の役割に問題があったケースを紹介します。

#### (2) 事案について事前準備を欠いたケース

ゴミ焼却工場の建築工事で電気配線工事を請け 負った下請会社(申立人)が出来高に基づく下請け 工事費用を元請会社(相手方)に請求した事案で、 争点は配線工事費の出来高でした。相手方は出来高 を争っていました。調停では、申立人に出来高を 明する工程表、配線図、工事日誌などを提出するよ う促しましたが、数回期日を重ねても書証を提出するよ ることが出来ませんでした。申立代理人は、工場は 稼動しているのであるから電気配線工事に詳して いるはずだ、出来高については電気工事に詳してい いるはずだ、出来高については電気工事に詳しい 門家調停委員が現場を検証して積算して欲しいと申 し出ました。しかし、調停委員は検証の対象となる 事実が明らかでないので検証は拒否しました。現実 は、工場は高温の熱を発する焼却炉が24時間稼動 しているので配線箇所に近づけないとのことでした。 本件では、代理人は、調停事件なので立証責任が軽減されると思っていたようですが、相手方が話し合いに応じないので、調停は不調となりました。

#### (3) 依頼者の利益の擁護に徹する代理人

親の会社を兄弟二人が相続してそれぞれ代表取締役, 専務取締役として経営している会社の経営方針につい て,兄弟間で発生した紛争でした。兄の代理人は親の 代から続く顧問弁護士でした。兄の代理人は会社の経 営については兄弟より詳しいことと兄と人間関係が親 密なため,調停では兄の利益を守ることに熱心でした。 このような事件は,仮に調停で係属している事件が決 着しても,その兄弟間の紛争は解決しないので,別の 事件が発生する可能性が残されます。代理人には,兄 弟間の紛争の根源にさかのぼって包括的な紛争を解決 する役割を期待します。

#### (4) 依頼者から解任された代理人

継続的な契約関係又は前記(3)のように継続的な人間関係の紛争では、法的利害の対立は表面的な争いであって、紛争の根源は、会社の経営方針の対立であり、価値観又は人生観の違いであることがあります。このような事件は一般的に当事者を説得しがたいので、代理人に第2の調停者の役割を期待します。この場合、代理人は依頼人から丁寧に事情を聴取して、紛争の真相を把握し解決に向けて説得することが期待されます。

しかし、この作業中に代理人が依頼人の信頼を失うケースが見られます。私が見る限り代理人には落ち度はなく、寧ろ依頼者側が、代理人が自分の利益を擁護してないと誤解している場合が見受けられます。弁護士は日頃から難しい当事者に対する事件でも信頼を失わないように説得し理解を促すよう研鑽する必要があります。

#### Ⅲ 調停委員の立場から-2

専門家調停委員として法律家である代理人に期待すること



東京地方裁判所民事調停委員・一級建築士 伊藤 正一

#### 1 調停委員(専門家調停委員)の立場から 代理人弁護士に対する要望

#### (1) 調停手続

ア 第1回期日

調停の第1回期日に、代理人しか出頭しない場合があるが、工事を直接担当した当事者でないと専門家調停委員の疑問に答えられない場合が多い。

→第1回期日から、工事内容を熟知している担当者を 同席させてもらいたい。

#### イ 現地調査

建築調停では、必要な事情をヒアリングした後、現 地調査に赴く例が多いが、その際の段取りが悪く、多 大な時間を要することがある。

- → a 調査箇所毎に,追加工事一覧表あるいは瑕疵 一覧表の何番に該当するのかを明示していただき たい。可能であれば,当該箇所毎に付箋を貼り, 各一覧表の何番に該当するのかが明示されると, スムースに進行する。
  - b 通常は、上階から下階に向かって見ていくので、 無駄がないように動線を考えたスケジュールを考 えていただきたい。
  - c 現場で、設計図、竣工図、見積もり書を参照 したい場合があるので、持参していただきたい。
  - d 施工業者にとっては、現地調査が現地を現実に見る最後の機会になる可能性もあるので、必要な箇所は写真に撮るなどして、立証に備えることも必要である(ただし、施主の中には施工業者に写真を撮らせることに否定的な反応を示す者もいるので、事前に施主に断ってから写真撮影をしていただきたい)。

#### (2) 証拠関係

#### ア 図面等

建築事件では、基本設計までに作成される各種図

- 面、建築確認申請図面(契約図面)、竣工図面などの各種図面が作成されるが、これが整理されない、あるいは混在したまま提出されることがあり、その整理に時間を要することが多い。
- →各種図面については,整理した上で提出していた だきたい。

#### イ 証拠説明書

上記のとおり、建築事件では、様々な者が多数の 書面を作成しているが、書面上の記載だけでは、そ れがどの時期に、誰によって、いかなる目的で作成さ れたのか不明なものが多い。

→証拠説明書をきちんと作成していただきたい。

#### ウ 提出時期

準備書面や書証等を直前に提出,あるいは当日持 参する場合があるが,事前に十分な検討が出来ない ことになる。

→提出書面については、提出後、裁判所から調停委員に送付され、その後調停委員が内容を検討する ことが可能な時間的余裕をみて、提出していただきたい。

#### (3) 内容面

ア 当事者の選択(設計者と施工業者の区別)

原告である施主側の代理人の中には、設計と施工を区別せず、設計施工でもないのに、設計の不備による損害についてまで、施工業者に賠償を求めている例がある。

- →当該瑕疵が設計によるものか, 施工によるものか を峻別し, 正しく当事者を選定していただきたい。
- イ 瑕疵主張については、債務不履行責任、瑕疵担 保責任、不法行為責任等の責任原因が競合する場 合、それぞれの要件事実を過不足無く備えているか を検討していただきたい。
- ウ 工事の瑕疵だけを主張して、相殺と同時履行の抗 弁権のいずれも主張しないでいる事例が目立つが、

いずれを行使するかの権利主張をしていただきたい。

#### 工 追加変更工事 (別紙2〔11頁〕参照)

- a 本工事の範囲がはっきりしないまま,追加変更 工事として主張されるものがある。
  - →追加変更工事を主張する以上,本工事の内容 を特定していただきたい。
- b 追加変更工事となった理由について、単に「施主からの注文があったため」とするものが少なくないが、これだけでは追加変更工事なのか判断することは出来ない。
  - →本工事から追加変更工事になった理由が、個々 の工事毎にあるはずなので、その点を具体的に 主張していただきたい。
- c 追加変更工事が認められる場合でも、事前に見 積書の交付がある場合などには、追加変更工事代 金額は、出来高査定によるものでなく、当事者の 合意した金額によることになる。
  - →見積書の授受を意識して主張する必要がある。 時系列表の活用も検討されるべきである。

#### 才 瑕疵

- a 瑕疵一覧表の記載 (別紙1〔10頁〕参照) 瑕疵一覧表の記載を本人任せにしているとしか 考えられないケースが散見される。
  - →法律家である代理人が咀嚼した内容を記載して もらわないと、理解が難しいことが多い。 また、追加変更工事、瑕疵ともに共通すること であるが、現地で説明を受けていると、当事者 の主張したいことと一覧表で主張している内容 が一致しない場合が多々ある。当事者の主張す

要がある。 b 証拠の記載

> →瑕疵については、その裏付けとなる写真の番号 等を特定して記載していただきたい。

る内容を正確に把握して、一覧表に記載する必

#### c 瑕疵の補修費用

施主側は、補修費用を特定し、補修費用を主張 するが、施工業者側は「補修の必要性はない」と して補修方法等を全く主張しない場合がある。

→仮に瑕疵だとした場合に、施工業者側として相 当と考える補修方法と費用が出ていないと、施主 の言い分どおりに査定されることもあり得る。参 考意見でもよいので、この点の主張も必要である。

#### 2 調停案を作成する際、配慮している点

建築関係訴訟事件では、双方立証不十分なケースが 多い。そこで、請負代金請求事件で、瑕疵修補金額、 追加変更工事金額を査定金額より下げて調停案を提示 することがある。

例えば、工事代金(追加変更工事-瑕疵修補金額) 請求事件の査定金額が1000万円である場合、調停委 員会としては、被告の支払い能力、双方の立証不十分 等を考慮して、調停成立の為、700万円を提示する場 合もある。

#### 3 その他, 調停委員のやりがい, 苦労している点など

12年間ほど調停委員を務めさせていただいているなかで、3~4年係属し、双方とも頑なに主張・立証していたが、調停委員会の再三の説得が功を奏し、調停が成立したという事件がありました。

調停成立後,双方の本人・代理人から,最敬礼して 感謝された時は,調停委員冥利に尽きる思いがしました。 そのような時には,長い間の疲れがいっぺんに吹き飛んで しまいます。